

京都市都市計画局工場等派遣中間検査実施要領の運用

平成14年3月28日都市計画局長決定

改正 平成15年5月29日、平成23年5月23日、平成28年3月25日、
令和2年3月31日

(趣旨)

第1条 この運用は、京都市都市計画局工場等派遣中間検査実施要領に基づき、工場等派遣中間検査に関し京都市都市計画局において、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この運用において使用する用語は、局建築請負工事監督・検査要綱において使用する用語の例による。

(他の派遣職員)

第3条 京都市都市計画局工場等派遣中間検査実施要領第5条1項による他の職員とは次の各号に掲げる職員をいう。

- (1) 工事担当課の長が必要と認めた工事担当課の職員
- (2) 工事依頼局の職員

(検査実施要領書の提出)

第4条 担当監督員は、受注者に、検査実施要領書を工場検査の15日前までに提出させなければならない。

2 担当監督員は、総括監督員に、検査実施要領書を工場検査の10日前までに提出し、総括監督員の承諾を受けなければならない。

(工場検査報告書)

第5条 担当監督員は、京都市都市計画局工場等派遣中間検査実施要領第7条第2項に規定する、工場検査の試験成績書及び検査立会状況の写真等を含む検査関係資料を作成する。

附 則

この運用は、平成10年11月25日から施行する。

附 則

この運用は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年5月29日決定)

(施行期日)

1 この運用は、平成15年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 この運用による改正後の京都市都市計画局工場等派遣中間検査実施要領の運用の規定は、こ

の運用の施行の日以降に契約した工事から適用する。

附 則（平成23年5月23日決定）

（施行期日）

- 1 この運用は、平成23年6月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この運用による改正後の京都市都市計画局工場等派遣中間検査実施要領の運用の規定は、平成23年4月1日以後に契約した工事から適用する。

附 則（平成28年3月25日決定）

（施行期日）

- 1 この運用は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この運用による改正後の京都市都市計画局工場等派遣中間検査実施要領の運用の規定は、この運用の施行の日以降に契約した工事から適用する。

附 則（令和2年3月31日決定）

（施行期日）

- 1 この運用は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この運用による改正後の京都市都市計画局工場等派遣中間検査実施要領の運用の規定は、この運用の施行の日以降に契約した工事から適用する。